

令和4年10月3日

部・課長 各位

羽村市長 橋本 弘山

令和5年度 行財政運営の基本方針及び予算編成方針について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中、ウクライナ危機を発端とする原油・原材料価格の高騰や物資の供給制約、急速な円安の進行など、我が国の社会経済情勢の動向は極めて不透明な状況にある。

こうした中、国の令和5年度（2023年度）一般会計予算に係る各省庁からの概算要求では、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、少子化対策、脱炭素政策、デジタル化の推進など、現下の社会経済情勢を踏まえた様々な取組みが盛り込まれており、今後の動向を注視していく必要がある。

市の行財政運営については、ワクチン接種などの感染症対策を最優先事項としつつ、生活困窮者支援や子育て世帯支援、市内事業者支援など、コロナ禍における市民生活や事業者への支援施策に適時取組むとともに、第六次長期総合計画・令和4年度実施計画に掲げる事務事業の着実な推進を図っているところである。

一方、財政面では、令和3年度決算において、経常収支比率が改善し、基金残高は増加したものの、市税収入は平成2年度以来の低い水準となった令和2年度よりさらに低いものとなった。経常収支比率の改善の主な理由は、地方交付税や地方消費税交付金、法人事業税交付金や臨時財政対策債等の増加によるものであり、依然として多摩地域26市の中でも財政の硬直化が進んだ状態にあることに変わりはない。

このことから、コロナ禍前の事務事業の規模を想定すると、経常収支比率についても100%近い数値が想定されることに加え、現下の資源高・円安の影響を受け社会経済活動が低迷する中、依然として厳しい財政状況が続くものと想定され、引き続き、全庁を挙げた行財政改革の取組みを強力に進める必要がある。

こうした状況を踏まえ、令和5年度は、基本構想に掲げた市の将来像「まちに広がる笑顔と活気もっど！くらしやすいまちはむら」の実現に向けた取組みを着実に推進するとともに、財政の健全化をはじめ、老朽化が進む公共施設への対策、行政のデジタル化、都市基盤整備など、早急に取り組まなければならない行政課題に対し、前例にとらわれない柔軟な発想で、スピード感を持ち果敢にチャレンジしていくことが必要である。

これらの課題に的確に対応するとともに、第六次長期総合計画を着実に推進していくため、令和5年度の行財政運営及び、予算編成については、以下の視点に重点を置き取り組むこととする。

- * ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対応
- * 前例にとられない柔軟な発想
- * 事務事業の抜本的な見直し・再構築

コロナ禍を経験することによって、各部・課ともに日々の業務の中で見直すべき点が多くあることに気づいたものと思う。こうした気づきのもとに、単にコロナ禍以前の日常に戻るのではなく、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、次なる一步を踏み出すことが重要である。現下の厳しい財政状況をとともに乗り越え、次代につながる持続可能な行財政運営に取り組むべく、職員全員が創意工夫を凝らし、一丸となって取り組んでいく。

1 行財政運営の基本方針

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の実施とウィズコロナ・アフターコロナを見据えた取り組み

新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の動向を注視し、適時適切な対応を図るなど、新型コロナウイルス感染症対策について引き続き万全を期していく。

また、新型コロナウイルス感染症が及ぼす市民生活や市内企業への影響把握に努め、適切なタイミングで実効性の高い対策を講じるとともに、コロナ禍での経験を活かし、ウィズコロナ・アフターコロナの視点から、事務事業の抜本的な見直し・再構築を積極的に進めていく。

(2) 第六次長期総合計画に基づく事業の展開

基本構想に掲げる、「私たちのまち“はむら”の将来像」の実現に向け、5つのコンセプトと自治体運営の方針に基づく取り組みの方向性に沿い、事務事業を着実に推進していく。事務事業の推進にあたっては、各部署が組織横断的な視点を持つとともに、前例にとられない柔軟な発想により、実効性の高い事業展開を図る。

(3) 行政のデジタル化の推進

全職員を対象としたアンケートや、アンケート結果に基づき実施する担当部署のヒアリングにより抽出した課題等について、デジタル化により解消を図り、行政サービスの向上や事務の効率化に繋げるよう積極的に具現化していく。

また、令和7年度に予定されているシステムの標準化・共通化を見据え情報収集する

中で、今年度中に策定を予定している「(仮称)DX推進計画(若しくはDX基本方針)」の着実な推進を図っていく。

(4) 公共施設マネジメントの推進

公共施設等総合管理計画については、公共施設マネジメント課が中心となり、総務省の方針に沿って令和5年度末までに見直しを行う。

また、公共施設等の総量抑制を早期に実現していくため、各所管部署においては、公共施設マネジメント課と連携し、公共施設等の整理統合・集約化・複合化及び、市有財産の有効活用(売却、有償貸付など)について、具体的な検討を進め実施していく。

民有地借地についても、その必要性を精査したうえで返還を検討していく。

(5) 持続可能な財政運営

令和3年度決算における市の経常収支比率は91.4%で、東京都市町村平均の経常収支比率87.6%を3.8ポイント上回っている状況にあり、コロナ禍前の事務事業の規模を想定すると、今後の扶助費の伸び等の行政需要に対応していくことは困難な状態にあると言える。

このため、令和4年度に引き続き、市単独事業を中心に事務事業の見直しを行い、経常経費の削減を図ることで経常収支比率の改善につなげていくこととする。

については、第六次長期総合計画前期基本計画の期間終了時において、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進んだ状況下にあっても、95.0%程度に比率を維持することを目標として行財政改革を強力に推進していくこととし、特に以下に示す「見直し検討事案」については、積極的に見直しを検討し予算に反映すること。

なお、令和5年度は使用料等審議会の開催を予定していることから、審議の対象となるものについては、準備を開始すること。

【見直し検討事案】

- ・行政のスリム化で継続審議となっている事業(別紙参照)
- ・社会福祉協議会の運営支援(社会福祉協議会助成金)【社会福祉課】
- ・福祉センターの管理運営【社会福祉課】
- ・心身障害者福祉手当の支給【障害福祉課】
- ・夜間急患センター事業【健康課】
- ・私立保育園運営費助成金【子育て支援課】
- ・児童育成手当(市単独事業の障害手当)【子育て相談課】
- ・スポーツセンターの運営(指定管理者制度の導入)【スポーツ推進課】
- ・各種イベント【イベント所管課】
- ・各種補助・助成金全般【所管課】
- ・扶助費(市単独事業)【所管課】

2 予算編成方針

令和5年度の予算については、「行財政運営の基本方針」に基づき編成する。

予算の編成にあたっては、喫緊の課題である財政の健全化を図るため、徹底的な事務事業の見直しを図り、市税収入をはじめとする経常一般財源をベースとした歳入規模に見合う歳出となるよう編成することが重要となる。

このため、各部・各課においては、次の視点により積極的に財源の確保に努めるとともに、事業の見直し・再構築により経費の抑制を図ること。

(1) 歳入について

歳入については、コロナ禍における資源高・円安の影響による世界経済の低迷により、法人市民税、個人市民税及び地方消費税交付金をはじめとする税連動交付金などについては、大幅な増収を見込めない状況にある。

また、令和4年度当初予算における市税は99億9,615万円で、令和3年度に引き続き100億円を下回る厳しい状況であり、令和5年度においても昨今の社会経済情勢から、この状況は続くものと捉えている。

こうしたことを踏まえ、次の点に留意し歳入を見積もること。

- ① 市税については、新型コロナウイルス感染症の影響、資源高・円安の影響等による市内企業の業績、個人の所得状況、所得控除や納税猶予などの動向について、市民部と産業環境部が連携して情報収集に努め、的確に把握した上で精緻に見積もること。
- ② 国・都支出金については、国や都の予算編成の動向を注視し、補助対象となるものは漏れなく確実に補助要望を行うことはもちろん、新規・レベルアップ事業やこれまで補助対象外であった事業についても所管部課が積極的に国や都の担当部局と協議を重ね、獲得に向けて取り組むこと。
特に、新型コロナウイルス感染症対策や資源高・円安などへの対策に係るものについては、常に動向を注視しておくこと。
- ③ 使用料及び手数料、国民健康保険税、水道料金や下水道使用料などについては、受益者負担の適正化を図る観点から原価計算等に基づき見直しを進めること。
特に、これまで無料で実施しているイベント、講座、検診などの事業や、無料で利用に供している施設については、ウィズコロナ・アフターコロナの状況を見据え、すべてを税負担で実施すべき性格のものかを十分に検討し、受益者負担を導入していくこと。また、昨年度の検討の実施状況を報告すること。

- ④ 新たな財源確保策の検討として、令和4年度はクラウドファンディングの活用による財源の確保を行っているが、このほか有料広告の導入、広告掲載による現物給付などの活用等を含め、引き続き新たな歳入、財源を検討し、予算に反映させること。

(2) 歳出について

経常経費については、厳しい財政状況を踏まえ、効率的かつ効果的な財源配分を行うため導入した枠配分方式による予算編成を引き続き実施するとともに、前述の「見直し検討事案」について、各部課による主体的な見直しにより、経常経費の削減を実施する。

枠配分する経費は、経常経費の一部とし令和4年度予算を上限としシーリングを行うので、各部・各課においては自主的・自律的な事業の見直しや再構築を行い、次の視点や手法により、配分する枠の範囲内で予算を見積もること。枠配分の詳細については別途指示する。

また、各部課においても行財政改革の視点から主体的な見直しを行い、予算に反映させること。

- ① 各部が一丸となり事業の見直しに取り組むこと。課又は係での予算の過不足は、部の枠の範囲内で調整すること。また、必要に応じ部間調整を実施する。
- ② これまでの前例や他市の状況にとらわれず、大胆に事業の見直しを行うこと。
- ③ コロナ禍で縮小・休止した事業については、今後の事業のあり方や事業の効果を検証し、見直しを図ること。
- ④ 事業の見直しにあたっては、市民生活への影響を十分考慮するとともに、関係者と調整を図ること。
- ⑤ 枠配分予算の要求方法等の事務手続きについては、別途指示する。

(3) 特記事項

- ① 第六次長期総合計画の実施計画事業として新規に実施する事業については、事業効果を裏付ける証拠や根拠（エビデンス）などに基づき企画立案することとし、原則として、行政評価（新規事務事業評価）において「計画どおり実施」と評価されたものとする。

普通建設事業などのハード事業については、必要性、緊急性などの観点から優先順位を見極めたうえで実施すること。

- ② 職員の定数については、事務事業の見直しと合わせて組織の効率化、合理化を図りながら、会計年度任用職員も含めた全体の人数を精査し、適正化を図ること。
- ③ 「行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直し」をはじめとしたこれまでの行財政改革の取組において方向性が示されているものは、予算に反映させること。
- ④ 一部事務組合負担金、外郭団体等に対する補助金・助成金等については、組合・団体等からの提示額をそのまま要求するのではなく、内容を十分精査するとともに、市の置かれた状況について説明し、必要に応じて折衝を行ったうえで要求すること。

(4) 特別会計等

特別会計、公営企業会計にあつては、所管事業の分析・検証を行い、経営状況を的確に把握したうえで、一般会計と同一の基調に立って予算の見積りを行うこと。

なお、一般会計からの繰出金や負担金については、基準内・基準外の負担を明確にするとともに、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料にあつては、市税と同様に収納率の向上に努め、納税課と連携して歳入の増収を図ること。

公営企業会計については、独立採算により運営を行うことを前提としており、純損失を計上している下水道事業会計は速やかに赤字解消に取り組むこと。

(5) その他

見積書の調整等にあつては、別途指示事項によること。